

製造業や鉄道業などの皆様へ

# 機械設備の石綿含有部品を 把握していますか？

石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、  
「石綿障害予防規則」に基づき、  
労働者に対する『石綿ばく露防止措置』が必要です。

- ▶ 石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用などが禁止されました。ただし、禁止日時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも存在しています。
- ▶ そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、労働者に対して「石綿障害予防規則」に基づく『石綿ばく露防止措置』を講じる必要がありますが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかつた事例が散見されています。
- ▶ 本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための**5つの対策をあげ、実際に発生した事例(対策が不十分であった例)を紹介します。**把握の徹底をお願いします。

※掲載している事例は、「鉄道車両等における石綿含有製品等の把握の徹底について」（平成28年12月2日基安化発1202第1号）による指導や、事業者からの報告等により、都道府県労働局が把握したものです。

## 1 石綿に関する情報を、部署間で共有してください。

機械設備の石綿に関する情報が一部の部門にとどまると、解体や改造などを行う他部門において石綿含有部品の把握・確認漏れが生じます。それにより、必要な措置が講じられないまま解体などの作業が行われるおそれがありますので、必要な部署の全てで情報を共有するよう徹底してください。

事例①	機械設備について定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、他の部門でその情報を把握していなかった。
事例②	機械設備について設備部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していなかった。

## 2 関係する全ての作業で、石綿の含有を確認してください。

石綿を含有する機械設備を扱う際は、解体だけでなく、改造など他の作業でも労働者の石綿ばく露防止措置が必要です。そのため、石綿含有のおそれのある部品を扱う全ての作業において、石綿含有の有無を確認してから行うよう徹底してください。

事例	機械設備の解体時には石綿含有の有無を確認していたが、改造時には石綿含有の有無を確認していなかった。
----	---



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2017.11)